

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和2年4月30日

2. 回答を行った年月日

令和2年5月29日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、法人税・消費税・所得税・年末調整及び法定調書・申告届出書等の電子申告に対応したクラウドサービスの提供を行っているところ、会計と人事労務に次ぐ新事業の立ち上げにより、会計から申告までの業務がクラウドで完結するサービスをクラウド型の税務申告ソフトとして展開していく中で、クラウドの特性を活かした使い方をもっと進めたいというニーズに答えるため、内部統制機能を強化した「リモートワーク対応版」として展開することを検討している。

具体的には、照会者と税理士事務所との間で、照会者が新たに提供するリモートワーク対応版を実装したクラウドサービス（以下「本件リモートワークサービス」という。）の利用契約を結ぶことにより、当該税理士事務所の職員（税理士含む。以下同じ。）が、日々の帳簿作成と決算作業までの会計業務と、その後の工程の税務申告業務を税理士事務所以外の勤務場所（以下「リモート勤務場所」という。）で行うことができるようになり、仕事の仕方や働き方の見直しに資するほか、時間有給制度といった更なる多様な働き方を模索することができる。

なお、リモートワーク対応版を実装するに当たって、照会者は契約する税理士事務所に対し、次の対応をとることとしている。

- ・ リモート勤務場所が税理士事務所と誤認されるような、看板を掲げる行為・名刺への住所記載等は行わない
- ・ リモート勤務場所で、職員を採用していたり、顧客との打合せのための設備やスペースを設けていない
- ・ 税理士事務所による所属税理士やその他の事務所職員に対する監督義務について、勤務時間・場所、業務内容の管理、守秘義務の遵守等について、税理士事務所の業務規程で定めた上で、リモート勤務場所においても、税理士業務に係る法令上の義務は、税理士事務所で勤務する場合と同様に適用される旨の注意喚起を行う

4. 確認の求めの内容

税理士事務所の職員が、照会者が新たに提供するリモートワーク対応版を実装したクラウドサービスを利用して、リモート勤務場所で税理士事務所の業務を行った場合、そのリモート勤務場所が、税理士法第40条第3項の「税理士事務所」に当てはまらないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) 税理士法第40条について

税理士法第40条第1項は、「税理士（・・・）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない」と規定している。

この「事務所設置義務」は、

- ① 税理士業務の業務執行の中心となるべき一定の場所を定めておくことが、顧客に対して責任を明確にする上で必要であること、
- ② 税務当局の税理士に対する指導、監督が容易に行えるようにしておく必要があること、

などの趣旨により設けられたものであると解される。税理士法40条に規定する事務所に關し、税理士法基本通達40－1において、「法第40条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。」と規定している。

また、税理士法第40条第3項では、「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない」と規定している。この趣旨は、個人の監督能力を超えて、事務の範囲を拡大することを規制することにあると解され、例えば、税理士事務所を設置の上、自宅でも看板を掲げて税理士業務を行っているような場合や、東京と大阪で同様の設備等を有し、それぞれの場所で税理士業務を行うような場合は、この「二か所事務所禁止」に違反することとなる。

(2) リモート勤務場所で税理士事務所の業務を行った場合の当てはめ

税理士事務所の職員が、照会者が新たに提供するリモートワーク対応版を実装したクラウドサービスを利用して、リモート勤務場所で税理士事務所の業務を行った場合にあっても、本件リモートワークサービスにおけるシステム上の機能及び勤務時間・場所、業務内容の管理、守秘義務の遵守等に係る税理士事務所の業務規程を利用する限りにあっては、

- ・ リモート勤務場所が税理士事務所と誤認されるような、看板を掲げる行為・名刺への住所記載等は行わず、
- ・ リモート勤務場所で、職員を採用していたり、顧客との打合せのための設備やスペースを設けていない、

ことから、当該リモート勤務場所は、税理士法基本通達40－1の「継続的に税理士業務を執行する場所」に該当しないと考えられ、税理士法第40条第3項における「税理士事務所」に該当しないと考える。